

## 国立歴史民俗博物館研究支援者取扱細則

〔平成20年10月28日〕  
〔歴博規第72号〕

(趣旨)

第1条 この細則は、人間文化研究機構研究支援者取扱規程（平成16年11月15日人間文化研究機構規程第74号。以下「研究支援者取扱規程」という。）第8条の規定に基づき、国立歴史民俗博物館（以下「博物館」という。）における研究支援者の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(研究支援者の種類)

第2条 研究支援者とは、科学研究費補助金により期間を定めて雇用される次に掲げる者をいう。

- (1) 科研費支援研究員 当該研究課題の遂行に必要となる研究支援を行う者
- (2) 科研費支援技術者 当該研究課題の支援のため、特殊な技能や熟練した技術を必要とする業務に従事する者
- (3) 科研費支援RA 当該研究課題の研究補助を行う大学院博士後期課程に在籍する者

(雇用手続)

第3条 科学研究費補助金の研究代表者は、別紙様式の申請書に、履歴書を添えて館長に候補者を申請しなければならない。

(選考)

第4条 研究支援者の選考は、研究推進センター会議の議を経て、館長が行う。

(雇用期間)

第5条 研究支援者の雇用期間は、一事業年度の範囲内とし、当該研究課題が継続している期間を限度として雇用を更新できるものとする。

(勤務時間及び給与)

第6条 研究支援者取扱規程第7条の規定にかかわらず、第2条第1項第3号の者の勤務時間及び給与は、人間文化研究機構リサーチアシスタント取扱規程を適用する。

(施設等の利用)

第7条 研究支援者は、当該研究遂行のために、博物館内の施設、設備及び文献その他の資料等を利用することができる。

(その他)

第8条 この細則に定めるもののほか、研究支援者の受入れに関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この細則は、平成20年11月1日から実施する。